

青 色 情 報

青報 2603
 事 務 局
 ☎351-4159

本年度税制改正の中の主な事項を抜粋し、また、平成 26 年度から適用される身近なものについての概要をまとめました。(詳細は、「平成 26 年分所得税の改正のあらまし」又は、国税庁のホームページ【<http://www.nta.go.jp>】、財務省のホームページ【<http://www.mof.go.jp>】でご確認下さい。)

I 平成 26 年分及び 27 年度の所得税から適用されるの主なもの

1. 公的年金等に係る確定申告不要制度(所法121)等について、次の改正が行われました。

- ① 公的年金等に係る確定申告不要制度について、源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受ける者はこの制度を適用できないこととする(所法121③)。

《適用関係》 この改正は、平成27年分以後の所得税について適用されます(改正法附則 8)。

- ② 2 以上の居住者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者をいずれの居住者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当するかの判定の基礎となる申告書等の範囲に、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を追加する(所令218①)。

《適用関係》 この改正は、平成26年分以後の所得税について適用されます(改正所令附則 2)。

2. 譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)が追加されました(所令178①二)。

《適用関係》 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日以後の資産の譲渡等により生ずる損失の金額及び同日以後の災害等により生ずる損失の金額について適用されます(改正所令附則 5)。

II. 相続税及び贈与税関連

平成 25 年度税制改正により、相続税法及び租税特別措置法の一部が改正されました。

平成 27 年 1 月 1 日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用される主な改正の内容は、次のとおりです。

1 相続税

(改正 1) 遺産に係る基礎控除額が引き下げられます。

改正前	改正後
5,000 万円 + (1,000 万円 x 法定相続人の数)	3,000 万円 + (600 万円 x 法定相続人の数)

(改正 2) 最高税率の引上げなど税率構造が変わります。

各法定相続人の取得金額	【改正前】	税率	【改正後】	税率
～ 1,000 万円以下		10%		10%
1,000 万円超 ～ 3,000 万円以下		15%		15%
3,000 万円超 ～ 5,000 万円以下		20%		20%
5,000 万円超 ～ 1 億円以下		30%		30%
1 億円超 ～ 2 億円以下		40%		40%
2 億円超 ～ 3 億円以下				45%
3 億円超 ～ 6 億円以下		50%		50%
6 億円超 ～				55%

※「各法定相続人の取得金額」とは、課税遺産総額(課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額)を法定相続人の数に算入された相続人が法定相続分に応じて取得したものとした場合の各人の取得金額をいいます。

(改正3) 税額控除のうち、未成年者控除や障害者控除の控除額が引き上げられます。

	改正前	改正後
未成年者控除	20歳までの1年につき 6万円	20歳までの1年につき 10万円
障害者控除	85歳までの1年につき 6万円 (特別障害者 12万円)	85歳までの1年につき 10万円 (特別障害者 20万円)

(改正4) 小規模宅地等の特例について、特例の適用対象となる宅地等の面積等が変わります。

◇居住用の宅地等(特定居住用の宅地等)の限度面積が拡大されます。

改正前	改正後
限度面積 240㎡ (減額割合 80%)	限度面積 330㎡ (減額割合 80%)

◇居住用と事業用の宅地等を選択する場合の適用面積が拡大されます。

改正前	改正後
(特定居住用宅地等 240㎡) → 合計400㎡ (特定事業用等宅地等 400㎡) → まで適用可能	(特定居住用宅地等 330㎡) → 合計730㎡ (特定事業用等宅地等 400㎡) → まで適用可能 <small>(貸付事業用宅地等について特例の適用を受けない場合に限り)</small>

2 贈与税

(改正1) 相続時精算課税について、適用対象者の範囲の拡大など適用要件が変わります。

	改正前	改正後
贈与者	贈与をした年の1月1日において 65歳以上 の者	贈与をした年の1月1日において 60歳以上 の者
受贈者	贈与を受けた年の1月1日において 20歳以上 の者 贈与を受けた時において 贈与者の推定相続人	贈与を受けた年の1月1日において 20歳以上 の者 贈与を受けた時において 贈与者の推定相続人及び孫

(改正2) 暦年課税について、最高税率の引上げや税率の緩和など税率構造が変わります。

基礎控除後の課税価格	【改正前】 税率	【改正後】一般税率 (一般贈与財産)	特別税率 (特例贈与財産)
～ 200万円以下	10%	10%	10%
200万円超 ～ 300万円以下	15%	15%	15%
300万円超 ～ 400万円以下	20%	20%	
400万円超 ～ 600万円以下	30%	30%	20%
600万円超 ～ 1,000万円以下	40%	40%	30%
1,000万円超 ～ 1,500万円以下	50%	45%	40%
1,500万円超 ～ 3,000万円以下		50%	45%
3,000万円超 ～ 4,500万円以下		55%	50%
4,500万円超 ～			55%

※ 暦年課税の場合において、直系尊属(父母や祖父母など)からの贈与により財産を取得した受贈者(財産の贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限り)については、「特別税率」を適用して税額を計算します。

この特別税率の適用がある財産のことを「特例贈与財産」といいます。また、特別税率の適用がない財産(「一般税率」を適用する財産)のことを「一般贈与財産」といいます。

融資相談会開催のご案内

(株)日本政策金融公庫による、融資相談会を下記のとおり開催いたします。

事業に必要な運転資金や設備資金、また、借り換え等をご検討されている方など、お気軽にご相談ください。

【開催日時】 平成26年 9月 17日(水) 10:00～16:00

【開催場所】 四日市青色申告会(じばさん三重)会議室

【持ち物】 最近2期分の決算書など

【お申込み】 予約制といたしますので、開催日前日までに、青色申告会事務局

(☎351-4159)へお申し込みください。